

久喜市事務専決規則の全部を改正する規則

久喜市事務専決規則（平成22年久喜市規則第8号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則に定めるもののほか、市長の権限に属する事務について専決することのできる事項を定め、その範囲を明らかにするとともに、行政事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 決裁 市長の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。
- （2） 専決 常時、市長に代わって決裁することをいう。
- （3） 専決権者 前号の権限を有する者をいう。
- （4） 代決 決裁権者が不在のときに、臨時にこれらの者に代わって決裁することをいう。
- （5） 不在 決裁権者が出張、病気その他の理由により決裁できない状態をいう。
- （6） 代決権者 第4号の権限を有する者をいう。
- （7） 合議 決裁を受けなければならない事項について、決裁権者が総合的に判断して的確な意思決定をすることができるよう関係職位と協議及び調整することをいう。
- （8） 部長 久喜市部設置条例（平成22年久喜市条例第9号）に基づく室及び部の長をいう。
- （9） 副部長 久喜市組織規則（平成22年久喜市規則第5号。以下「組織規則」という。）に基づく室の副室長、部の副部長及び参事をいう。

(10) 課長 組織規則に基づく課、しょうぶ会館及び行政センターの長をいう。

(11) 主幹 組織規則に基づく主幹、室長及び危機管理監で、久喜市一般職職員の給与に関する条例（平成22年久喜市条例第51号。以下「給与条例」という。）別表に規定する職務の級が5級であるものをいう。

(12) 課長補佐 組織規則に基づく課長補佐、副センター長、館長（しょうぶ会館の館長を除く。）、副館長、副主幹、所長、副所長、園長及び副園長で、給与条例別表第1に規定する職務の級が4級であるものをいう。

(決裁の順序)

第3条 事務処理は、原則として順次係の上席者並びに直属上司の回議及び関係課等の合議を経て、専決権者又は市長の決裁を受けなければならない。

(類推による専決)

第4条 専決権者は、この規則に定められていない専決事項であっても、その内容によって専決することが適当であると認められるものは、この規則の規定に準じて専決することができる。

(専決の制限)

第5条 専決権者は、この規則に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

(1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。

(2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。

(3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生じるおそれがあると認められるとき。

(4) 事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるとき。

(専決の報告)

第6条 専決権者は、必要があると認められるときは、専決した事項について、

その要旨を上司に報告しなければならない。

(代決)

第7条 代決権者は、急ぎの決裁を必要とするときで、決裁権者が不在のときは、次の区分により代決することができる。

決裁権者	代決権者
市長	副市長
副市長	事案を所管する部長
部長	事案を所管する副部長
副部長	事案を所管する課長
課長	事案を所管する主幹又は課長補佐

(代決の制限)

第8条 第5条の規定は、代決について準用する。

(代決の報告)

第9条 代決した者は、当該代決した事項についてその要旨を、速やかに決裁権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

(合議の決定)

第10条 前3条の規定は、合議を受けた場合の決定について準用する。

(副市長の専決事項)

第11条 副市長は、次に掲げる以外の事項を専決することができる。

- (1) 市の境界変更に関する事。
- (2) 市議会の招集に関する事。
- (3) 市議会に提出する議案、諮問及び報告に関する事。
- (4) 重要な会議の招集及び付議案件に関する事。
- (5) 条例、規則及び訓令の制定又は改廃に関する事。
- (6) 予算の補正を必要とする事案の決定に関する事。

- (7) 不服申立て、訴訟及び和解に関すること。
 - (8) 職員（会計年度任用職員を除く。）の任免、給与、賞罰その他重要な人事に関すること。
 - (9) 表彰及び褒賞に関すること。
 - (10) 1件1,000万円以上の予算の流用に関すること。
 - (11) 1件500万円以上の予備費の充用に関すること。
 - (12) 検査の対象となる額が久喜市予算事務規則（平成22年久喜市規則第60号）別表第1に規定する市長の決裁区分に該当する工事の完成検査及び出来高検査並びに物品購入の完納検査、分納検査及び清算検査並びに業務委託の完了検査及び出来高検査の報告に関すること（総務部長、総務部副部長及び管財課長の専決事項に係るものを除く。）。
 - (13) 部長の4日以上宿泊を要する出張命令に関すること。
 - (14) 次に掲げる事項で特に重要なもの
 - ア 告示、指令、通達、申請、証明、調査、照会、回答、報告、復命等
 - イ 事業の計画及び実施
 - ウ 請願、陳情及び市民の要望事項
- (部長専決事項)

第12条 部長は、次に掲げる事項を専決することができる。

部長共通専決事項

- (1) 所属の副部長以下職員の3日以内の宿泊を要する出張命令に関すること。
- (2) 所属の副部長（副部長若しくは副室長又は参事をいう。副部長、副室長又は参事を置かない場合は、課長をいう。以下この条において同じ。）の宿泊を要しない出張命令に関すること。
- (3) 所属の副部長の休暇に関すること。
- (4) 部長の週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。

- (5) 所属の副部長の職務に専念する義務の免除（以下「職免」という。）の承認に関する事（総務部長専決事項を除く。）。
- (6) 所属の副部長の部分休業に係る認定及び取消しに関する事。
- (7) 軽易な市政要望事項の処理に関する事。
- (8) 各種使用料及び手数料の減免及び還付に関する事。
- (9) 不納欠損処分通知に関する事。
- (10) 所属の課等に属する軽易と認めたもの
- (11) 部長の休日の代休日の指定を行う事。
- (12) その他別に定めがあるもの

市長公室長専決事項

- (1) 消防団員の教育訓練計画に関する事。
- (2) 広報活動を行う事。
- (3) 広聴活動を行う事。

総合政策部長専決事項

- (1) 行政評価の公表に関する事。
- (2) 予算配当に関する事。
- (3) 1件100万円以上500万円未満の予算の流用に関する事。
- (4) 1件300万円未満の予備費の充用に関する事。

総務部長専決事項

- (1) 職員採用試験を実施する事。
- (2) 会計年度任用職員に関する事。
- (3) 副部長以下職員の久喜市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成22年久喜市条例第35号）第2条第2号に係る職免の承認に関する事。
- (4) 副部長以下職員の久喜市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成22年久喜市規則第33号）第2条第1号、第2号、第7号及び第

- 12号（重要なものに限る。）に係る職免の承認に関する事。
- (5) 出納員及び分任出納員の任免をすること。
 - (6) 職員の福利厚生に関する事。
 - (7) 職員の一般研修を行う事。
 - (8) 育児休業に係る承認、延長及び承認の取消しに関する事。
 - (9) 介護休暇に係る承認及び取消しに関する事。
 - (10) 庁内管理及び取締りに関する事。
 - (11) 検査の対象となる額が久喜市予算事務規則別表第1に規定する部長の決裁区分に該当する工事の完成検査及び出来高検査並びに物品購入の完納検査、分納検査及び清算検査並びに業務委託の完了検査及び出来高検査の報告に関する事。
 - (12) 市税の納期限の延長に関する事。
 - (13) 市税の減免に関する事。
 - (14) 差押えの決定及び差押財産の公売に関する事。
 - (15) 滞納処分 of 執行停止に関する事。

市民部長専決事項

- (1) 認可地縁団体の印鑑登録に関する事。
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人の設立等の認証、解散の認定及び設立の認証の取消しに関する事。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家等対策特別措置法」という。）第13条第2項に規定する勧告又は空家等対策特別措置法第22条第2項に規定する勧告及び同条第3項に規定する命令に関する事。
- (4) 行政センターが所管する地域固有の事業の実施に関する事。
- (5) 行政センター庁舎の管理及び取締りに関する事。

環境経済部長専決事項

- (1) 有害鳥獣の捕獲等の許可に関する事。
- (2) 専用水道の確認に関する事。
- (3) 簡易専用水道の改善の指示等に関する事。
- (4) 埼玉県自家用水道条例（昭和32年埼玉県条例第2号）の施行に関する事。
- (5) 空き地の環境保全の命令に関する事。
- (6) 土砂等による埋立て等の届出の受理に関する事。
- (7) 一般廃棄物処理業の許可に関する事。
- (8) 浄化槽清掃業の許可に関する事。
- (9) 所管融資制度に係る保証人、融資期間等の変更を承認する事。
- (10) 商工業及び農業各種講習会の実施をする事。
- (11) 市営久喜駅前駐車場の運営に関する事。

福祉部長専決事項

- (1) 社会福祉施設に関する事。
- (2) 被保護世帯法外援助の決定に関する事。
- (3) 民生委員及び児童委員の指揮監督に関する事。
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (5) 介護保険料の決定に関する事。
- (6) 介護保険料の納期限の延長、徴収猶予及び滞納処分に関する事。
- (7) 介護保険料の減免に関する事。
- (8) 社会福祉法人の定款変更認可、届出等の受理及び指導監査に関する事。
- (9) 社会福祉連携推進法人の定款変更認可、届出等の受理及び指導監査に関する事。
- (10) 社会福祉施設・事業所等の指導監査、報告の徴収、立入検査等に関する事。

- (11) 特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事。

健康スポーツ部長専決事項

- (1) 国民健康保険税の納期限の延長に関する事。
- (2) 国民健康保険税の減免に関する事。

こども未来部長専決事項

保育料の決定、徴収、滞納処分及び減免に関する事。

建設部長専決事項

- (1) 道路及び河川又は法定外公共物の重要な許認可に関する事。
- (2) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出等に関する事。

まちづくり推進部長専決事項

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく許可、認定、承認及び指定に関する事。
- (2) 建築工事現場等への立入検査証の交付及び更新に関する事。
- (3) 違反建築物の是正指導及び措置に関する事。
- (4) 屋外広告物の許可及び違反是正指導に関する事。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第14条の規定による助言又は勧告、建設リサイクル法第42条第1項の規定による報告の徴収及び建設リサイクル法第43条第1項の規定による立入検査（特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）に係る事務に関する事。
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可等に関する事。
- (7) 違反開発の是正指導及び措置に関する事。

- (8) 開発行為等事前協議申請に関すること。
- (9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定に関すること。
- (10) 地区計画に基づく届出及び勧告に関すること。
- (11) 都市計画事業の趣旨普及に関すること。
- (12) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく認定、承認に関すること。
- (13) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく認定に関すること。
- (14) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく判定、認定、指示及び命令に関すること。
- (15) マンション管理の適正化及び建替えの円滑化に関すること。
- (16) 駅前広場等の重要な許認可に関すること。

上下水道部長専決事項

農業集落排水処理施設に関すること。

(副部長専決事項)

第13条 副部長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 所管する課等の課長（以下「所管課長」という。）の宿泊を要しない出張命令に関すること。
- (2) 所管課長の休暇に関すること。
- (3) 副部長の週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (4) 所管課長の職免の承認に関すること（総務部長専決事項を除く。）。
- (5) 所管課長の部分休業に係る認定及び取消しに関すること。
- (6) 副部長の休日の代休日の指定を行うこと。

2 総合政策部副部長は、1件50万円以上100万円未満の予算の流用に関す

る事項を専決することができる。

- 3 総務部副部長は、検査の対象となる額が久喜市予算事務規則別表第1に規定する副部長の決裁区分に該当する工事の完成検査及び出来高検査並びに物品購入の完納検査、分納検査及び清算検査並びに業務委託の完了検査及び出来高検査の報告に関する事項を専決することができる（管財課長の専決事項に係るものを除く。）。

（課長専決事項）

第14条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

課長共通専決事項

- （1） 所属職員の事務分掌に関すること。
- （2） 所属職員の宿泊を要しない出張命令に関すること。
- （3） 所属職員の休日勤務及び時間外勤務に関すること。
- （4） 所属職員の休暇に関すること。
- （5） 課長及び所属職員の週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと。
- （6） 所属職員の職免の承認に関すること（総務部長専決事項を除く。）。
- （7） 所属職員の部分休業に係る承認及び取消しに関すること。
- （8） 主管事務に関する軽易な事項の申請、回答、調査、報告及び通知に関すること。
- （9） 所管の施設の使用許可並びに使用料の徴収、減額、免除及び還付に関すること。
- （10） 公簿による諸証明書及び謄抄本の交付等に関すること。
- （11） 軽易な工事及び修繕の竣工検査に関すること。
- （12） 課長及び所属職員の休日の代休日の指定を行うこと。
- （13） 公文書の公開請求に対する決定に関すること。
- （14） 保有個人情報の開示等請求に対する可否の決定に関すること。

(15) 久喜市封筒への広告の掲載許可及び掲載料金の徴収に関する事。

(16) その他別に定めがあるもの

市長公室

秘書課長専決事項

(1) 市長の渉外、交際等に係る庶務連絡に関する事。

(2) 市長会に係る調整に関する事。

(3) 褒賞及び表彰の調査に関する事。

(4) 市の後援等のとりまとめに関する事。

危機管理課長専決事項

危機管理に関する調査及び研究に関する事。

シティセールス課長専決事項

(1) 広報資料の交換及び収集に関する事。

(2) 広報活動の実態に関する事。

(3) ふるさと納税寄附金の受入れに関する事。

(4) 企業版ふるさと納税寄附金の受入れに関する事。

(5) 移住及び定住施策の調査及び研究に関する事。

(6) 広報くき及び久喜市ホームページへの広告の掲載許可及び掲載料金の徴収に関する事。

総合政策部

企画政策課長専決事項

(1) 総合振興計画に関する照会、調査、往復文書の回答及び報告に関する事。

(2) 特命事項の調査及び研究に関する事。

(3) 行政事務の研究改善に関する事。

財政課長専決事項

(1) 財政事情の公表に関する事。

- (2) 1件50万円未満の予算の流用に関する事。

情報推進課長専決事項

- (1) 電算事務の改善に必要な調査及び研究に関する事。
- (2) 基幹統計及び各種統計調査の実施に関する事。
- (3) 統計調査員を推薦する事。

アセットマネジメント推進課長専決事項

- アセットマネジメントの調査及び研究に関する事。

総務部

庶務課長専決事項

- (1) 自衛官募集の受付事務に関する事。
- (2) 歴史資料として重要な市の公文書その他の記録（未整理文書を含む。以下「公文書等」という。）の公開に関する事。
- (3) 公文書館の管理に関する事。

人事課長専決事項

- (1) 職員の扶養家族の認定に関する事。
- (2) 久喜市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成22年久喜市規則第53号）に基づく通勤の確認及び通勤手当の月額決定等に関する事。
- (3) 職員の履歴事項変更届及び職員証の交付に関する事。
- (4) 埼玉県市町村総合事務組合及び共済組合関係の諸申請及び諸報告に関する事。

管財課長専決事項

- (1) 市有財産の一時使用許可に関する事。
- (2) 庁用備品の使用管理に関する事。
- (3) 次に掲げる検査の報告に関する事。

- ア 検査の対象となる額が500万円未満である工事に係る完成検査及び出来高検査

イ 検査の対象となる額が300万円未満である物品購入に係る完納検査、
分納検査及び清算検査

ウ 検査の対象となる額が300万円未満である業務委託に係る完了検査
及び出来高検査

エ 工事、物品購入及び業務委託に係る中間検査

人権推進課長専決事項

- (1) 人権推進・啓発に関する事務の処理に関すること。
- (2) 人権擁護に関する事務の処理に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する事務の処理に関すること。
- (4) 性の多様性に関する事務の処理に関すること。

市民税課長専決事項

- (1) 課税物件の標識の交付に関すること。
- (2) 営業及び企業の起廃、休業等の届出に関すること。
- (3) 課税客体の調査に関すること。
- (4) 市民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の更正等に関すること。

資産税課長専決事項

- (1) 課税に係る申告その他の書類の請求及び受理に関すること。
- (2) 土地及び家屋の登記済通知書の処理に関すること。
- (3) 課税客体の調査に関すること。
- (4) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の更正等に関すること。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金の請求に関すること。

収納課長専決事項

- (1) 市税等の徴収に係る調査に関すること。
- (2) 市税等の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (3) 過誤納金の還付に関すること。
- (4) 督促状の発付に関すること。

- (5) 差押えの解除等に関する事。
- (6) 参加差押え及び交付要求の決定及び解除に関する事。
- (7) 市税等の徴収猶予に関する事。
- (8) 市税等の延滞金の減免に関する事。
- (9) 市税等の納税誓約に関する事。

市民部

市民生活課長専決事項

- (1) 市民参加及び市民意識の高揚に関する事。
- (2) コミュニティの推進に関する事。
- (3) 市民憲章の推進に関する事。
- (4) 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立認証等に係る届出の受理に関する事。
- (5) 防犯関係の機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (6) 防犯の啓発に関する事。
- (7) 消費生活センターに関する事。

市民課（総合窓口）長専決事項

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する届出、異動、調査並びに照復文書の発送に関する事。
- (2) 埋火葬の許可に関する事。
- (3) 印鑑登録及び証明書の交付に関する事。
- (4) 公的個人認証サービスの電子証明書の発行に関する事。
- (5) 諸証明書の交付に関する事。
- (6) 国民健康保険被保険者資格の取得喪失に関する事。
- (7) 国民年金保険料の免除申請等に係る所得の証明に関する事。
- (8) 自動車臨時運行許可に関する事。
- (9) 住居表示番号付定に関する事。

(10) 個人番号通知書及び個人番号カードに関すること。

交通住宅課長専決事項

- (1) 交通安全関係の機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (2) 交通安全の啓発に関すること。
- (3) 久喜市空家等の適切な管理に関する条例（令和3年久喜市条例第10号）第8条第1項に規定する緊急安全措置に関すること。
- (4) 空家等対策特別措置法第9条第2項に規定する立入調査に関すること。
- (5) 空家等対策特別措置法第13条第1項に規定する指導に関すること。
- (6) 空家等対策特別措置法第22条第1項に規定する助言又は指導に関すること。
- (7) 空家等対策に関する証明書の交付に関すること。

環境経済部

環境課長専決事項

- (1) 鳥獣飼養の登録等に関すること。
- (2) 販売禁止鳥獣等の販売の許可に関すること。
- (3) 簡易な公害問題の苦情処理及び調査に関すること。
- (4) 公害関連法令に基づく各種届出書の受理に関すること。
- (5) 改葬許可に関すること。
- (6) そ族、害虫等の駆除の実施に関すること。
- (7) 公害防止の啓発に関すること。
- (8) 畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。
- (9) 空き地の環境保全の指導及び助言並びに勧告に関すること。

資源循環推進課長専決事項

- (1) 一般廃棄物処理施設の調査及び研究に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設関係機関との連絡調整に関すること。

- (3) 資源循環の推進に係る事務に関する事。
- (4) 塵芥の収集並びにし尿の収集及び処理に係る事務に関する事。

農業振興課長専決事項

- (1) 農政統計の調査報告に関する事。
- (2) 農作物作付面積及び生産高の調査報告に関する事。
- (3) 家畜の飼育奨励及び調査に関する事。

商工観光課長専決事項

- (1) 商工統計の調査報告に関する事。
- (2) 商工相談に関する事。
- (3) 産業の紹介及び宣伝に関する事。
- (4) 観光案内及び宣伝に関する事。
- (5) 計量器検査に関する事。
- (6) 市営久喜駅前駐車場登録加盟店の登録、変更及び取消しに関する事。

福祉部

社会福祉課長専決事項

- (1) 災害物資の支給等に関する事。
- (2) 民生委員及び児童委員に関する事（指揮監督を除く。）。
- (3) 敬老行事の企画立案及び敬老祝金に関する事。

生活支援課長専決事項

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助のうち非指定医療機関に係る診療報酬の審査に関する事。
- (2) 生活保護法第28条第3項の規定に基づき身分を示す証票の交付に関する事。

障がい者福祉課長専決事項

- (1) 在宅重度心身障害者手当の受給資格の認定及び支給に関する事。

- (2) 重度心身障害者医療費の受給資格の認定及び支給に関する事。
- (3) 福祉タクシー及び自動車等燃料費の助成に関する事。
- (4) 日常生活用具の給付の決定に関する事。
- (5) 難病患者見舞金の受給資格の認定及び支給に関する事。
- (6) 障害福祉サービスに係る受給資格の認定及び支給に関する事。
- (7) 地域生活支援事業に係る受給資格の認定及び支給に関する事。
- (8) 障がい児支援に係る給付その他の支援の決定に関する事。
- (9) 障がい児（者）生活サポート補助事業に係る受給資格の認定及び支給に関する事。

高齢者福祉課長専決事項

- (1) 介護予防事業の給付の決定及び利用料に関する事。
- (2) 自立高齢者生活支援事業の給付の決定及び利用料に関する事。
- (3) 高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」の利用許可に関する事。

介護保険課長専決事項

- (1) 介護保険被保険者資格の取得及び喪失に関する事。
- (2) 介護保険被保険者証の交付及び更新に関する事。
- (3) 介護保険被保険者の諸証明書の交付に関する事。
- (4) 介護保険被保険者に係る各種申請に関する事。
- (5) 介護保険被保険者に係る各種届出書の受理に関する事。
- (6) 介護保険利用者負担助成金の認定及び支給に関する事。
- (7) 介護保険料の更正等及び徴収に関する事。

健康スポーツ部

健康医療課長専決事項

- (1) 献血の普及推進に関する事。
- (2) 自動体外式除細動器（AED）に関する事。
- (3) 地域医療の連絡及び調整に関する事。

地域保健課長専決事項

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）の規定による健康増進事業の実施に関する事。
- (2) 結核健康診断及び健康診査の実施に関する事。
- (3) 国民健康保険の保健事業のうち、特定保健指導の実施に関する事。
- (4) 保健センターの使用許可に関する事。
- (5) 各種予防接種の実施に関する事。
- (6) 感染症の予防に関する事（危機管理対応を除く。）。

国民健康保険課長専決事項

- (1) 受診証の再交付に関する事。
- (2) 国民健康保険税の更正等に関する事。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療以外の保健事業の実施及び指導に関する事。
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する保険料の徴収に関する事。

スポーツ振興課長専決事項

- (1) 体育に関する各種団体の連絡調整に関する事。
- (2) 体育施設の使用許可に関する事。
- (3) 体育資料の刊行及び広報資料に関する事。
- (4) 体育のために必要な設備機材及び資料の提供に関する事。

こども未来部

子育て支援課長専決事項

- (1) ファミリー・サポート・センターに関する事。
- (2) 子ども医療費の認定及び支給に関する事。
- (3) ひとり親家庭等医療費の認定及び支給に関する事。
- (4) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事。

- (5) 児童手当（職員に係るものを除く。）に関する事。
- (6) 児童扶養手当に関する事。
- (7) 赤ちゃんスマイル祝金に関する事。
- (8) 未熟児養育医療に関する事。

こども家庭保健課長専決事項

- (1) 子どものショートステイ利用の決定及び費用の徴収に関する事。
- (2) 子育て支援ホームヘルパーの派遣の決定及び手数料の徴収に関する事。
- (3) 家庭児童相談室に関する事。
- (4) 要保護・要支援児童、特定妊婦等の支援に関する事。
- (5) 要保護児童対策協議会に関する事。
- (6) 母子生活支援に関する事。
- (7) 子育て世帯訪問支援事業に関する事。
- (8) 利用者支援事業に関する事。
- (9) 緊急サポートセンターに関する事。
- (10) 児童育成支援拠点事業に関する事。
- (11) 母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による母子保健事業（未熟児養育医療に関する事を除く。）の実施に関する事。

保育幼稚園課長専決事項

- (1) 保育園の給食に関する事。
- (2) 認可外保育施設に対する報告の徴収等に関する事。
- (3) 子どもの教育・保育及び施設等利用給付認定に関する事。
- (4) 子どものための教育・保育及び子育てのための施設等利用給付事業に関する事。
- (5) 保育料の変更に関する事。
- (6) 子どもの保育に係る広域入所協議に関する事。

- (7) 一時保育事業に関する事。
- (8) 休日保育事業に関する事。
- (9) 延長保育の実施に関する事。
- (10) 病児・病後児保育事業に関する事。
- (11) 公立幼稚園の園児の就園に関する事。
- (12) 公立幼稚園における保健指導に関する事。

こども育成課長専決事項

- (1) 放課後児童クラブ利用者保育料助成金に関する事。
- (2) 放課後児童クラブに対する報告の徴収等に関する事。

建設部

建設管理課長専決事項

- (1) 道路、河川及び法定外公共物の定例的又は軽易な許認可に関する事。
- (2) 市有道路、市有水路及び法定外公共物の境界査定に関する事。
- (3) 測量器具の使用管理に関する事。
- (4) 諸調査資料の収集に関する事。
- (5) 諸工事及び材料の諸検査並びに材料の保管に関する事。

道路建設課長専決事項

- (1) 測量器具の使用管理に関する事。
- (2) 諸調査資料の収集に関する事。
- (3) 諸工事及び材料の諸検査並びに材料の保管に関する事。

道路維持課長専決事項

- (1) 測量器具の使用管理に関する事。
- (2) 諸調査資料の収集に関する事。
- (3) 諸工事及び材料の諸検査並びに材料の保管に関する事。

治水河川課長専決事項

- (1) 測量器具の使用管理に関する事。
- (2) 諸調査資料の収集に関する事。
- (3) 諸工事及び材料の諸検査並びに材料の保管に関する事。

まちづくり推進部

都市計画課長専決事項

- (1) 測量器具の使用管理に関する事。
- (2) 諸調査資料の収集に関する事。
- (3) 諸工事及び材料の諸検査並びに材料の保管に関する事。
- (4) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出に関する事。
- (5) 地価公示及び地価調査に関する事。

都市整備課長専決事項

- (1) 測量器具の使用管理に関する事。
- (2) 諸調査資料の収集に関する事。
- (3) 諸工事及び材料の諸検査並びに材料の保管に関する事。
- (4) 駅前広場等の定例的又は軽易な許認可に関する事。

産業拠点整備推進課長専決事項

- (1) 測量器具の使用管理に関する事。
- (2) 諸調査資料の収集に関する事。
- (3) 諸工事及び材料の諸検査並びに材料の保管に関する事。

公園緑地課長専決事項

- (1) 公園の使用許可に関する事。
- (2) 測量機器の使用管理に関する事。
- (3) 諸調査資料の収集に関する事。
- (4) 諸工事及び材料の諸検査並びに材料の保管に関する事。

建築審査課長専決事項

- (1) 建築基準法に基づく確認、検査に関すること。
- (2) 埼玉県福祉のまちづくり条例（平成7年埼玉県条例第11号）に基づく特定生活関連施設新築等届出書等の届出に関すること。
- (3) 久喜市中高層建築物の建築に係る紛争の防止に関する要綱（平成26年久喜市告示第137号）に関すること。
- (4) 建設リサイクル法第10条第1項及び第2項の規定による届出の受理に関すること。
- (5) 建築物に関する統計に関すること。
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく届出の受理に関すること。

上下水道部

上下水道経営課長専決事項

- (1) 測量器具の使用管理に関すること。
- (2) 諸調査資料の収集に関すること。
- (3) 諸工事及び材料の諸検査並びに材料の保管に関すること。

下水道施設課長専決事項

- (1) 測量器具の使用管理に関すること。
- (2) 諸調査資料の収集に関すること。
- (3) 諸工事及び材料の諸検査並びに材料の保管に関すること。

(行政センターのセンター長専決事項)

第15条 行政センターのセンター長は、行政センターの所管に属する同様の事項について、前条の規定を準用し専決することができる。

(専決の表示)

第16条 すべての専決書類については、「専決」の表示をするものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。